

DPCA・RUSEA インストラクターが実施する DRONE フライトオペレーター講習の修了者認定基準 規定

(目的)

第1条 本規定は(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会(以下：DPCA)が認定するインストラクターを保有し、DPCA 及び(一社)地域再生・防災ドローン利活用推進協会の各支部(以下：RUSEA 支部)が開催する DRONE フライトオペレーター講習修了者の認定基準を定める。

(修了者認定要件)

第2条 インストラクター並びにマスターインストラクターは受講者への指導修了検定を実施し、別紙に記載した検定内容に定める実施項目を一定基準満たしていることを必要とする。

(開催要件)

第3条 DRONE フライトオペレーター講習を開催する場合、次の項目を全ての要件を満たしていることを要する。

- (1) 開催期間は2日間とし、実技講習の開催定員はインストラクター1名につき5名までとする。
- (2) DRONE フライトオペレーター講習は必ず技能検定に合格したインストラクターが担当することとする。
※支部同士での講師の手配のやりとりはできない。講師人数が不足している場合において、その場合は運営事務局へ報告することとする。
- (3) 講習に適切な施設を準備すること(雨天時の運営計画も準備すること)
- (4) DRONE フライトオペレーター講習と別の認定講座を同日程、同一会場で開催する場合、必ず日本ドローン産業事業共同体事務局まで報告すること。
- (5) 開催1週間前までに講習受講者人数、担当講師、講習会場、その他講習を実施する上で情報共有に必要な事項を日本ドローン産業事業共同体事務局事務局へ報告すること。

- (6) 業務上取得した個人情報 は適正に管理し、修了検定合格者情報は日本ドローン産業事業共同体事務局へ所定のフォーマットにて提出すること。
- (7) 講習開催後、講習実施報告書を日本ドローン産業事業共同体事務局事務局へ提出すること

(座学教育要件)

第4条 座学教育の対象範囲は、原則 DPCA が作成する「DRONE フライトオペレーター講習」テキスト資料を使用し、次の8項目を対象とする。また、座学教育は必ず1日実施すること。講習での追加参考資料、動画の使用については各インストラクターの適切な判断のもと使用することができる。

- (1) 無人航空機概論
- (2) 安全基準
- (3) 法律・運用ルールについて
- (4) 電波・気象について
- (5) 安全運航管理について
- (6) 操縦者にとって大切な心構えについて
- (7) フライトシュミレーター演習
- (8) 機体運用説明

(筆記試験 要件)

第5条 第4条に定められた座学教育の対象分野8項目から出題された筆記試験を実施するものとする。筆記試験の構成は、次の項目すべての要件を満たしていることを要する。

- (1) 選択問題式合計100点満点
- (2) 70点以上が合格ライン

(実技試験要件)

第6条 別に定める DRONE フライトオペレーター修了検定試験実施項目に基づき、実技検定試験を実施すること。

(認定拒否)

第7条 次の項目のいずれかに該当する者は、DRONE フライトオペレーター講習の修了証発行及び操縦技能証明証を受けることができない。

- (1) DPCA が定める DRONE フライトオペレーター講習の各種規定のすべてを順守しない者
- (2) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者、及びこれらの者の関係者のいずれかに該当する者
- (3) DPCA 及び RUSEA が不適切と認めた者

(認定更新)

第8条 DRONE フライトオペレーター講習 操縦技能証明証取得者は、取得から2年ごとに所定の認定更新手続を行わなければならない。所定の期限までに認定更新手続が完了しなかった者の認定資格は失効する。なお、継続認定手続については、DPCA が定める所定の手続に従い、期日までに申請をしなければならない。

(規定の変更等)

第9条 本規定は、DPCA によって変更することができる。

附則

この規定は、2017年6月1日から適用する